国民健康保険事業費納付金の算定と保険税の賦課徴収(イメージ)

く県>

① 保険給付費の実績や国の係数により、県全体の保険給付費等を推計 国の係数により、公費及び前期高齢者交付金を算定し、市町村から徴収する納付金総額を算定

※()内の金額は、仮算定値

支出

出

収

入

保険給付費等(1,783億円)

(医療分 1.412億円、後期支援金分 271億円、介護納付金分 100億円)

市町村からの納付金

(590億円)【33%】

(医療分 403億円、後期支援金分 136億円、 介護納付金分 51億円) 公 費(国·県) (608億円)【34%】 前期高齢者交付金 (585億円)【33%】



② 県と市町村で協議してきた方法により、納付金総額を各市町村に割り振る

【群馬県の算定方法】

- (1)各市町村の県全体に占める割合に応じて割り振る。
 - ① 約50%:所得割 (所得水準に応じて負担)→ ※全国と比較した群馬県の所得水準で調整
 - ② 約35%: 均等割 (被保険者の数に応じて負担)
 - ③ 約15%:平等割(世帯の数に応じて負担)
- (2)各市町村の医療費水準に応じて増額又は減額調整する。

医療費が高い市町村の負担は多く、医療費が低い市町村の負担は少なくなるよう調整 (※調整の幅は、H31年度以降は保険料水準の統一に向けて徐々に縮小していく)



③ 更に、国保制度改革により負担が上昇してしまう市町村に、激変緩和措置を実施 (約11億円) (※激変緩和措置の幅は、H31年度以降、徐々に縮小していく)

<市町村>

④ 各市町村では、県への納付金と保健事業等の費用を、公費のほか、被保険者から徴収する 保険税で賄う (※ただし、法定外の繰入金等で保険税を引き下げている市町村あり)

